

## 地盤沈下の防止に関する細目協定書

千葉県（以下「甲」という。）と<企業名>（以下「乙」という。）は、昭和56年1月10日付けで締結した「地盤沈下の防止に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条第1項により次のとおり協定する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、別添「地盤沈下の防止に関する細目協定の改定に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を尊重し、基本方針に掲げる目標の達成に向け取り組むものとする。

（かん水の地上排水限度量）

第2条 乙は、別表に掲げる期間において、かん水の地上排水限度量を年間の日平均値として同表に掲げる量以下とするものとする。

2 乙は、令和3年から令和7年までの各年ごとのかん水の地上排水量を、原則として漸減させるものとする。

3 甲は、協定第4条第1項により承認した井戸群について、別途乙と協議の上、地上排水限度量を年間の日平均値として設定するものとする。

（かん水の地上排水量の測定）

第3条 乙は、原則として基地ごとにかん水の揚水量、地下還元水量及び地上排水量を測定し、毎月の記録を取りまとめ、翌月の終りまでに甲に提出するものとする。

（地下水位等の測定）

第4条 乙は、原則として基地ごとに井戸を定めて地下水位等の測定を年間2回程度実施し、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、原則として基地ごとに地盤沈下の状況をとらえるための測定点を設け、水準測量を実施し、その結果を甲に報告するものとする。

（その他）

第5条 不測の事態が発生した場合、本細目協定期間内における目標達成状況の評価や取組状況の評価を踏まえた対応について、甲乙協議するものとする。

2 不測の事態が発生した場合、その地盤沈下への影響を評価したうえで、次期細目協定の基本方針の目標や方途などについても、前項を準用する。

第6条 この細目協定に定めのない事項については、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

（附 則）

1 この細目協定は、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで効力を有する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千 葉 県  
千葉県知事

乙 <企業住所>  
<企業名>  
<企業代表者名>

## 地盤沈下の防止に関する細目協定の改定に係る基本方針

県と天然ガス採取企業（以下「企業」という。）9社との間で平成28年3月に締結した「地盤沈下の防止に関する細目協定」（以下「現協定」という。）が令和2年12月に満了となる。

かん水採取地域の地盤沈下は、協定による取組等により、長期的には沈静化の傾向にあるものの、一部地域では依然として沈下が継続している。

現協定の達成状況、最近の地盤沈下の状況等を踏まえて、更なる地盤沈下の防止を図るため、以下のとおり基本方針を定め、細目協定の改定（以下、改定後の細目協定を「新協定」という。）を行うこととするが、新協定においては、自然災害をこれまで以上に意識し、目標や取組を定める。

### 1 対象企業

現協定を締結している9社

### 2 新協定の締結期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間とする。

### 3 新協定における目標の考え方

短期間（1年程度の期間）での急激な地盤沈下を抑制する。

特に、九十九里地域で標高5m未満の地域（以下「平野部」という。）については、浸水被害等の危険性が高いことから、地盤沈下の更なる抑制を図り、もって、住民の生活環境を保全する必要がある。このため、現協定に掲げる目標を更に強化する。

### 4 新協定の目標

#### （1）年間目標

年間沈下量20mm以上の地域をなくす。

#### （2）平野部における目標

5年間の累積沈下量が30mmを超える地域をなくす。

### 5 目標達成のための方途

#### （1）現在設置されている井戸に係る取組

かん水の1日当たりの地上排水限度量を一定単位の井戸群（ブロック）ごとに設定し、かん水地上排水量を一定の範囲内に抑制する。（以下、この地上排水限度量を「協定値」という。）

なお、新協定における目標の水準を過去5年間※において既に達成している地域にある一定単位の井戸群（ブロック）についても、可能な限り地上排水量の削減に努める。

※「過去5年間」とは、平成27年、28年、29年、30年、令和元年の5年間をいう。

#### ① 九十九里地域

当地域については、過去5年間の地盤変動調査結果を踏まえ、現状の取組のままでは新協定目標の達成が困難と見込まれる区域を定め、当該区域のブロックでは、地盤変動量と地上排水量の相関関係により求めた目標超過分に相当する地上排水量を、現協定における協定値から削減する。

#### ② 千葉地域、成田地域

これら2地域は、現協定の目標を達成している。また、過去5年間の地盤変動調査結果を踏まえると、現状の取組のままで新協定目標の達成が見込まれることから、現協定における協定値を維持する。

### (2) 井戸の設置に係る取組

- ① 新たな井戸を設置するときは、地盤沈下の防止に関する協定第4条第2項の規定により定めた「天然ガス井戸設置基準」に基づき、標高5m未満の地域や市街地等を除いた区域内に限ることとした上で、当該井戸に係る地上排水限度量を設定し、周辺地域の初期沈下の防止を図る。
- ② 平野部において、井戸の掘り替えを行う場合は、地上排水量を掘り替え前より、原則20%以上削減することとする。

### (3) 年間計画書の作成及び見直し

企業は、新協定における協定値を踏まえ、5年間のかん水の揚水及び還元に係る計画を作成するとともに、同計画に沿って、毎年、年間計画書を作成する。

なお、県が実施した地盤変動調査の結果を踏まえ、年間目標が未達成であった場合は、速やかに年間計画書の見直しを行うものとする。

### (4) 中間年における評価の実施

中間年（令和5年）において、協定における取組状況の評価を実施する。その結果、平野部における目標の達成が困難と判断される場合には、中間年以降の年間計画書の見直しを行うものとする。

#### **(5) 今後の地盤沈下防止対策の検討**

更なる地盤沈下の防止に向け、今後のかん水採取や技術的な取組など、幅広い議論を行う場を設定し、県、地元市町村及び企業との間で協議・検討を行うとともに、積極的な情報公開とリスクコミュニケーションを図る。

#### **(6) 技術面での取組**

企業は、地盤沈下の防止に向けて、監視・観測技術、予測技術、抑制技術等の継続的な研鑽を図るとともに、新たな技術の開発や導入にも努める。また、技術的な取組を進めていく上において、県や地元市町村とも適切に情報共有を図る。

別表

<企業名>

地 上 排 水 限 度 量

ブロック 名称	所属基地名	所在地	期間	地上排水 限度量 (kL/日)	備考
			令和7年 1月1日 から 同年 12月31日 まで		

注) 備考欄に「協議」と記載したブロックは、地盤沈下の推移を踏まえ、沈静化していると認められたときは、申し出により地上排水限度量について協議出来るものとする。